

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：32648

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02414

研究課題名(和文) キャッシュレス決済の普及に伴う消費者教育に関する課題解決のための研究

研究課題名(英文) A Study on the Solving Issues Related to Consumer Education Associated with the Spread of Cashless Payments

研究代表者

小野 由美子 (Ono, Yumiko)

東京家政学院大学・現代生活学部・教授

研究者番号：90727629

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：2019年と2021年に東京都内の高校に通う生徒を対象に質問紙調査を実施したところ、キャッシュレス決済が浸透していることを確認できた。コロナ禍による生活様式の変化でキャッシュレス決済が促進されたことが利用意向の回答からも示唆された。インターネットによる商品購入経験の割合は、2019年の42.8%から、2021年は54.5%と高くなっていた。保護者のクレジットカード利用割合は、2019年の72.4%から、2021年は47.3%へと減少した。一方で、PayPayなどのQRコード決済は、2019年は数%だった利用割合が8割程度に急増しており、今日の状況にあった消費者教育の実施が極めて重要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では2019年と2021年に実施した高校生を対象とした調査から、ネット通販の利用経験者が増えたこと、キャッシュレス決済の利用意向が高まる一方で、慎重に考えたり、不安を覚える生徒の存在も確認した。コロナ禍による生活様式の変化が、キャッシュレス決済の促進に与えた影響の強さが自由回答欄への記述からも示唆された。学習指導要領の改訂に伴い、高等学校では2022年度から新しい内容の教科書を用いた授業が実施され、家庭科では金融経済教育の取り扱いも注目されている。しかしながら都市部と地方都市部をみてもキャッシュレス決済の状況は異なる。地理的、社会経済的状況との関係で検討することが今後の課題である。

研究成果の概要(英文)：A questionnaire survey was conducted among high school students in Tokyo first in 2019 and then in 2021. These survey results indicate that cashless payment is pervasive among the respondents. The responses regarding intention to use cashless payment suggest that the lifestyle changes necessitated by the COVID-19 pandemic have boosted it. The percentage of respondents who have purchased products on the internet increased from 42.8% in 2019 to 54.5% in 2021, while that of respondents using a guardian's credit card decreased from 72.4% in 2019 to 47.3% in 2021. Similarly, QR code payment platforms such as PayPay saw a surge in usage from a few percentage points in 2019 to around 80%. To impart consumer education that meets today's conditions, it is crucial to examine trends among high school students-the so-called "end users" of consumer education-through this survey.

研究分野：消費者教育

キーワード：消費者教育 キャッシュレス決済 家庭科教育 金融リテラシー

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

現金を伴わない支払い方法であるキャッシュレス決済は、経済産業省がその比率を 2025 年までに 4 割程度にするという目標を掲げて推進に取り組んでいる。2022 年のキャッシュレス決済比率は 36.0%であったが、韓国では 95.3%、中国も 83.8%と日本に比較して 2 倍以上の高さである。訪日外国人の消費喚起や、現金取引を減らすことによるコスト削減、透明性とデジタル化(DX)など、日本でもデジタル化やキャッシュレス化される社会の変化を見据えて、特に子どもに対する教育はこれまでにない工夫が必要とされており、ライフプランやマネープランの学習の重要性が増している。

筆者らはこれまでに韓国の教科書調査や日本の高校生への意識調査等の分析を通して、信用情報機関などの信用が管理される仕組みや、その管理と回復に必要な知識を含んだクレジット教育の必要性を指摘した(小野・上杉 2020)。高等学校の家庭科の教科書には、前払いや即時払い、後払いといった決済のタイミングによる違いや、プラスチックカードだけでなく、スマートフォンなどを使用した二次元コード決済(QR 決済)を含めたキャッシュレス決済についても記載されることが一般的となった。主体的に決済方法を選択できる知識や技術に加えて、それぞれがクレジットヒストリーを築く主体者であるという自覚をもった消費行動ができる教育が求められている。

平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領では、成年年齢の引下げに伴う主権者教育や、消費者教育の学習の充実が示されている。教科・科目における消費者教育の位置付けを確認すると、各学科に共通する各教科として公民科では「公共」と「政治経済」科目で、家庭科では「家庭基礎」と「家庭総合」の科目で消費者教育が取り扱われている。主として専門学科における家庭科については「消費生活」の科目で消費者教育が実施されている。特に、表 1 にある新学習指導要領の「家庭総合」の「C 持続可能な消費生活・環境」の「(1) 生活における経済の計画」では、キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を扱う。なお、2022 年度から民法改正により成年年齢が 18 歳に引き下げられたことから、成人になる前の高等学校 2 年生までに家庭科で消費生活に関わる内容の授業が実施されている。

2. 研究の目的

キャッシュレス決済の進展は、日本の高校生の消費生活にどのような変化をもたらしているのだろうか。筆者らは 2019 年に都内の高校に通う生徒を対象に実施したキャッシュレス決済の現状と意識に関する質問紙調査を実施したが(小野・上杉 2020)、さらに 2021 年にも同じ高校で調査を実施するとともに、同様の内容で大学生にも調査を行った。加えて、国内では消費者教育の「担い手」について九州・沖縄地方の消費生活センター及び教育庁の担当者と、四国・中国地方の特別支援学校の教員に対するヒアリング調査を実施した。

3. 研究の方法

高校生を対象にした質問内容は、消費者教育支援センターと生命保険文化センターが 2021 年に全国の高校生 3,125 人を対象に実施した「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査」(消費者教育支援センター他 2022)(以下、「全国調査」)の関連項目を参考にした。調査の対象者と質問項目は下記の通りである。

調査対象

2019 年 高校生(537 人:A 校 229 人 B 校 308 人)

2021 年 高校生(553 人:A 校 243 人 B 校 310 人)

大学生(526 人:A 大学 392 人 B 大学 86 人 C 大学 48 人)

調査項目(2019 年・2021 年共通)

おこづかいをもらっているか、おこづかい帳などの記録をつけているか、携帯電話・スマートフォンを持っているか、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用してインターネットで商品やサービスをお金をだして買ったことがあるか(購入した商品等と支払い方法) 実際に使ったことがあるものはどれか、キャッシュレス決済についての考えやその理由について

4. 研究成果

(1) 高校生等を対象としたキャッシュレス決済の現状と意識に関する質問紙調査

おこづかいを定期的にもらっている生徒が 2019 年では A 校 55.9%、B 校 71.4%で開きがあったが、2021 年では A 校 59.2%、B 校 67.8%と 6 割前後であった。2021 年実施の全国調査では「定期的にもらっている」50.2%、「その都度もらっている」24.5%、「もらっていない」25.0%なので、今回の調査対象である高校生は定期的におこづかいをもらっていることが分かる。

おこづかいを記録している生徒が 2019 年は A 校で 17.8%、B 校で 8.8%、2021 年も A 校で 20.7%、B 校で 11.0%と同程度だった。一方で、記録を「つけたことがない」と回答した割合が 2019 年は A 校で 42.6%、B 校で 50.8%だったが、2021 年でも A 校 45.6%、B 校 43.8%と、ともに 4 割以上を占めていた。全国調査では 61.8%が記録を「つけたことがない」と回答していることから、今回対象の高校生はおこづかいを記録している割合が比較的高い。

ネット通販について2019年は「よく買う」と回答とした割合がA校6.6%、B校8.4%だったのに対し、2021年ではA校20.3%、B校12.9%と、よく買う生徒の割合が高くなった。コロナ禍で外出の制限や自粛を余儀なくされたことがネット通販利用の増加に影響したことも考えられるが、ネット通販では「買ったことがない」と回答した割合も2割程度であり、全国平均の25.5%と同程度であった。大学生になるとネット通販で「よく買う」割合も36.8%に増えて、「ときどき買う」36.5%と合わせると7割以上が利用していることが分かる。

ネット通販の支払い方法について尋ねているが、2019年は「保護者のクレジットカード」としていた項目を2021年では「家族のクレジットカード」と変更するとともに、「スマホ決済」の項目を追加した。保護者・家族のクレジットカードを使ったネット通販の利用が5割から7割という結果だが、コンビニでの現金払いも2割から4割利用されていた。2019年ではプリペイドカードも3割ほどあったが、2021年にはその割合はA校10.9%、B校22.2%と減少し、スマホ決済も利用されるようになった(A校19.4%、B校16.0%)。大学生では順に、コンビニでの現金払いが50.3%、代金引換33.6%、スマホ決済25.5%と多く利用され、「その他」の9.9%の多くは自分のクレジットカード使用などの回答であった。2020年に消費者庁が実施した大学生のキャッシュレス決済の調査でも、キャッシュレス比率は買物総額ベースで46.9%を占めている(下堂園2021)。

高校生のキャッシュレス決済の利用については「利用したい」との回答割合が2019年から2021年で増え、A校は51.7%から66.4%、B校は50.6%から66.7%であったことから、キャッシュレス決済の利用意向の高まりが確認できた。

キャッシュレス決済をどのように考えているか、2021年の調査で自由記述欄に記載された内容の抜粋は下記の通りである。

キャッシュレス決済を【使ってみよう】

- ・ いちいちお金を触る必要がないし、コロナの感染予防の面でもいい。さらに、レジの効率化にもつながると思う。
- ・ 財布から小銭などを出す手間が省ける。いくら使ったのか、あとどのくらい使えるのかが明確になる。
- ・ とても便利で、わざわざお財布を出さなくて済む。たまにポイント還元などを行なっている。
- ・ お財布がなくてもお金が払える。私が使っているキャッシュレス決済は先に支払っているから安全だと思う。

キャッシュレス決済を【使いたくない】

- ・ キャッシュレスだと自分が実際にどのくらい使って、どのくらい金額が減ったのが見えない。でも金額が大きく現金では払えないときはキャッシュレス決済にしている。
- ・ 未知すぎるし、問題に巻き込まれた時の失うものが大きすぎる。
- ・ 自分がお金をいくら使ったのか可視化できない。現金なら財布に入っている残金でいくら使ったか大体わかる。

キャッシュレス決済が【わからない】

- ・ キャッシュレス決済は便利だけど、なにかトラブルに巻き込まれるのが怖い。
- ・ 便利そうだから使ってみようが、気がついたら手元からお金がなくなっていそう。
- ・ 現金でおこづかいをもらっていて、支払いをキャッシュレスにするべきか分からない。

キャッシュレス決済を「使ってみよう」回答からは、便利さや衛生面での利点、先払いのチャージ型の利用などの工夫がみられる。キャッシュレス決済を「使いたくない」回答では、可視化できないデメリットやリスクを考えた上での慎重さがうかがえる。キャッシュレス決済の利用について迷っている回答ではトラブルや管理への不安と、現金とキャッシュレスの決済手段の混在について述べられていた。2021年調査対象の高校生の消費生活において、キャッシュレス決済利用の意向をみると、2019年に比べて浸透してきていることがわかる。また、コロナ禍による生活様式の変化もあり、キャッシュレス決済が促進されたことが利用意向の回答から示唆された。学習指導要領が改訂され、2022年度から新しい内容で作成された教科書を用いた授業が実施されている。キャッシュレス決済のメリットとデメリットを具体的に理解して活用できるよう、今日の状況にあった消費者教育の実施が求められている。

(2) 行政担当者へのヒアリング調査

筆者は地方都市部における消費者教育担当職員や教員へのヒアリングを重ねているが、例えば、沖縄県の消費生活センターでは、高等学校から出向している職員が入手した高校生の消費者トラブルの情報を、教育庁職員が迅速に学校関係のネットワークにつなげるなどして消費者被害を未然に防いでいた。成年年齢引き下げに伴う対応として県内の高校に授業やホームルームでそのまま活用できる「うちなー消費者通信」を発信し、人と人のつながりを生かした社会的な対応が印象的であった。

海外に目を向けると、国の政策として金融リテラシーの向上に力を入れているエストニア共

和国では、15歳の生徒を対象にしたOECDの学力調査PISA(Programme for International Student Assessment)において、エストニアの金融リテラシーの学習到達度をみると、2012年が18か国(都市)中3位、2018年は20か国(都市)中1位という成績を収めている(小野2023)。なお、日本はPISAの調査に読解リテラシー、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について参加はしているが、金融リテラシーの分野には参加していない。エストニアの金融経済教育は起業家教育との関係で横断的に取り扱われていることに特徴があり、家庭科や公民科などの科目で実施されている日本とは異なっている。エストニアでは現在、2021年から2030年までの期間で国民のための金融の知恵(financial wisdom)の向上を目指した国家戦略が推進されている。日本では金融経済教育が家庭科や社会科で主に扱われているが、エストニアでは初等中等教育においては「社会」「数学」「起業家研究(選択科目)」に加えて「外国語」と「技術」でも扱われている。日本の高校に相当する後期中等教育学校でも「社会」「数学」「経済・起業家研究(選択科目)」と「外国語」で扱われていることに特徴がある。現在の国家戦略では、金融リテラシーへのアクセス、金融リテラシーの実践、金融リテラシーの奨励といった3つの柱から構成されている。この国家戦略は財務省の主導の下、法務省や経済通信省などが連携して環境整備をしている。現状としては、金融経済教育は教育カリキュラムにあるにもかかわらず、どれだけ力を入れて取り組むかは教員の裁量に委ねられている。生徒へのヒアリング調査によると、金融経済教育は教科横断的に広く浅く扱われており、その理由としては、金融経済教育の指導についてトレーニングを受けた教員が少なく、教員も教えることに満足な状態でないことが指摘されている(Rahandusministeerium 2019)。こうした状況を受けて、財務省では金融リテラシーの教授法を身に付けるためのメンタークラブ(経験者による研修)の実施に力を入れている。エストニアの国家戦略にもとづく取組は、日本の今後の金融経済教育を検討する上で、学校教育の充実と関連団体との連携などのあり方が特に参考となる。

以上から、本研究の考察を述べる。学習指導要領の改訂に伴い、高等学校では2022年度から新しい内容で作成された教科書を用いた授業が実施されている。消費者教育支援センター他の「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書」の結果から、高校生の消費生活などに関する意識と考えの傾向にもとづく「ポジティブ群」「ネガティブ群」「混合群」「無関心群」といったタイプ別に効果的な消費者教育の内容と方法が検討されているが(庄司他2023)、今日の状況にあった消費者教育が実施されるためには、いわゆる「エンドユーザー」である高校生の動向を検討は極めて重要である。

本研究では2019年と2021年に実施した高校生を対象とした調査から、ネット通販の利用経験者が増えたこと、そして、キャッシュレス決済の利用意向が高まる一方で、慎重に考えたり、不安を覚えている生徒の存在も確認した。コロナ禍による生活様式の変化が、キャッシュレス決済の促進に与えた影響の強さが自由回答欄への記述からも示唆された。キャッシュレス決済の比率が高まる中、家庭科では金融経済教育の取り扱いも注目されている。しかしながら都市部と地方都市部をとってみてもキャッシュレス決済の状況は異なる。例えば、沖縄県については行政や学校が、沖縄県金融広報委員会や関連する業界団体と連携して金融リテラシーを推進することが重要であり、エストニアにおける取組が参考になると考える。沖縄県の人口は約145万人で、エストニアは約133万人と人口の規模が近い。金融リテラシー教育が充実しているエストニアの置かれている状況としては、ロシアとの緊張関係や所得間格差が相対的に小さいといった社会的背景があり、学校教育の課題や頻繁に使用されている教材などを教師、生徒、保護者、専門家へインタビューを通して明らかにした調査もある(Leonore Riitsalu et al. 2020)。一方、沖縄は戦後の本土復帰から50年を経過し、唯一の人口増加県であるが、県民所得は最下位圏にあり全国平均より3割少ない。こうした地理的、社会経済的状况を金融経済教育との関係で検討する研究の継続も今後の課題となる。

<参考文献>

- 1)公益財団法人消費者教育支援センター・公益財団法人生命保険文化センター(2022)『2021年度 高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書』。
- 2)Leonore Riitsalu et al. (2020), OECD PISA rahvusvaheline õpilaste õpitulemuste uuring 2018
- 3)小野由美子・上杉めぐみ(2020)「キャッシュレス決済の推進に伴う消費者教育のあり方について 韓国消費者院へのヒアリング及び日本の高校生への意識調査等の分析を通して」, 『消費者教育』, 第40冊, 13-23.
- 4)小野由美子(2023)「エストニアの金融経済教育」, 日本証券業協会 金融経済教育を推進する研究会海外調査部会『海外における金融経済教育の実態調査報告書』, 40-55.
- 5)Rahandusministeerium(2019), Eesti elanike finantskirjaoskuse ehk rahatarkuse uuring (エストニア財務省によるエストニア語の報告書「エストニアの学生の経済的知識のレベル」) <https://www.fin.ee/en/media/2348/download>
- 6)下堂蘭雄三(2021)「大学生のキャッシュレス決済に関する調査・分析」, 『国民生活研究』,

第 61 卷第 2 号 , 75-84 .

7) 庄司佳子・小林知子・奥西麻衣子・河原佑香・柿野成美 (2023) 「 18 歳成人に求められる消費者教育の在り方について 2021 年度『高校生の消費生活と生活設計に関する調査』結果から 」 , 『消費者教育』, 第 43 冊 , 65-75 .

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小野由美子・上杉めぐみ	4. 巻 40
2. 論文標題 キャッシュレス決済の推進に伴う消費者教育のあり方について 韓国消費者院へのヒアリング及び日本の高校生への意識調査等の分析を通して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者教育学会『消費者教育』	6. 最初と最後の頁 13-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Yumiko Ono
2. 発表標題 A Study on the Handling of Cashless Payments and User Awareness in Students, with Reference to Japan's High School Home Economics Education
3. 学会等名 XXV IFHE World Congress（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小野由美子・柿野成美・川崎孝明・上杉めぐみ
2. 発表標題 キャッシュレス決済の普及に伴う高校生を対象とした消費者教育に関する研究
3. 学会等名 日本消費者教育学会全国大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
研究分担者	柿野 成美 (Kakino Shigemi) (50648110)	法政大学大学院・政策創造研究科・准教授 (82693)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川崎 孝明 (Kawasaki Takaaki) (20421307)	筑紫女学園大学・人間科学部・准教授 (37117)	
研究分担者	上杉 めぐみ (Uesugi megumi) (30583520)	東京経済大学・現代法学部・教授 (33901)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関